随意契約調書	
工事(業務委託)名	中之郷桟橋連絡橋取替工事
工事(業務委託)場所	鳥羽市 鳥羽四丁目 地内
契 約 分 類	建設工事
契 約 概 要	連絡橋取替 N=1 橋
契 約 期 間	令和3年9月13日 ~ 令和4年1月31日
契 約 年 月 日	令和3年9月13日
契 約 金 額	2,981,000 円 (税込)
契 約 相 手 先	鳥羽市相差町 2031 番地 10 (有)マルミ商会 代表取締役 中世古美善
契約相手の選定理由	中之郷桟橋の連絡橋は、設置から約30年経過しているため老朽化が著しく、市民が利用するにあたり、安全性の観点から取替工事を行うものである。 本連絡橋の構造は、骨組みは鉄骨、床は木材であるがそれぞれ劣化が進み、桟橋側の骨組みが塩害により錆びていることに加え、潮の干満や風による揺れに対応する滑車が、擦れて一部欠損している。この状態が続くと桟橋に穴が開く可能性がある。さらに、床については腐食している部分も見受けられるため利用者に安心・安全に利用してもらえるよう取り替えるものである。 本工事については、連絡橋を取り替え設置するものであるが、定期船運航の妨げにならないよう短期間でかつ安全に施工する必要がある。 設計にあたり参考見積を徴取したところ、有限会社マルミ商会は、他の業者と比較して非常に安価で施工することができ、自社で連絡橋を製造できるノウハウを有している。本工事の施工にあたり自社製造により短時間、かつ安価で施工できる業者は近隣では同社以外になく、本工事は入札に適さないことから地方自治法第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。 また、鳥羽市契約規則第21条第1項第2号の規定により有限会社マルミ商会の1社とした。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ()
担 当 課	定期船課